

個人番号（マイナンバー）について

平成 28 年 1 月より障害児通所支援の利用の申請（新規・更新・変更・高額償還）

をする場合は、申請書にマイナンバーの記載及び本人確認が必要になりました。

マイナンバーの必要な対象者

申請者 及び 利用児童

※申請者とは（原則）世帯主の方となります。

（通所受給者証の申請者欄に名前が記載されている方です。）

※18 歳の児童の方は本人が申請者となります。

※代理申請の方のマイナンバーは必要ありません。

申請時に必要なもの

マイナンバーを確認できる書類（①～③のいずれか）

① 個人番号カード（マイナンバーカード）

※顔写真付のカード（郵送の場合は両面コピーを送付してください）

②個人番号通知カード ※薄い紙のカード

③個人番号が記載された住民票の写し



②、③の方は※申請者と利用児童それぞれに、以下の書類が必要になります

公的な機関が発行している写真付の身分証明書（コピー可）

例：身障手帳、療育手帳、運転免許証、パスポート等

→ない場合は 2 種類必要（コピー可）

例：資格確認書、こども医療証、通所受給者証、特別児童扶養手当受給者証、社員証等

※申請時にマイナンバーの確認が出来なかった場合は、行政手続きにおける特定の個人の番号を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、市職員が所定のシステムにて番号を確認し、申請書に記載します。



⇒裏面（フロー図）

<個人番号（マイナンバー）の確認について>

